

平成25年度 第1回奈良県環境審議会議事録

日時 平成25年5月22日(水)

午後1:30～3:30

場所 奈良商工会議所4階中ホール

・出席委員

花田委員(会長)、中澤委員(副会長)、高橋(隆)委員、辻委員、村松委員、井原委員、高柳委員、藤野委員、田中委員、乾委員、小林委員(代理:環境リサイクル課 中島氏)、谷本委員(代理:企画部 小山下氏)、小栗委員(代理:生産技術環境課 丹治氏)、大植委員、坂口委員、高橋(伸)委員、壺井委員、米田委員、南本委員

・会議概要

- (1) 奈良県生活環境保全条例施行規則の一部改正について
 - ・事務局より説明を行い、水質部会に付議することとしました。

- (2) 奈良県環境影響評価条例の一部改正について
 - ・環境影響評価審査部会部会長及び事務局より説明を行い、審議の結果、答申をしました。

- (3) 奈良県環境影響評価技術指針の改定等について
 - ・事務局より説明を行い、環境影響評価審査部会に付議することとしました。

- (4) 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続きについて
 - ・環境影響評価審査部会部会長及び事務局より説明を行い、審議の結果、答申をしました。

- (5) 二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備手続きについて
 - ・事務局より説明を行い、状況の報告をしました。

主な質疑内容は以下のとおりです。

《(1) 奈良県生活環境保全条例施行規則の一部改正について》

(花田会長)

それでは、早速議事に入らせていただきます。まず議事の1つめでございます、「奈良県生活環境保全条例施行規則の一部改正について」でございます。

本件につきましては、平成25年5月16日付けで、奈良県知事より当審議会に対し、諮問がございました。

それでは、事務局より内容の説明をお願いします。

(事務局 中川環境政策課長)

資料1-1～1-4に基づき趣旨説明

(花田会長)

ありがとうございました。つまり水質汚濁防止法が改正されたので、それを受けて、こちらの奈良県の条例施行規則も改正するというところでございますね。

(中川課長)

施行規則で定める施設につきましても、有害物質の追加、排水基準の項目について追加させていただきました。

(花田会長)

ありがとうございました。ただ今ご説明いただきました内容に関して、ご意見・ご質問等ございましたら、どうぞおっしゃってください。

(田中委員)

有害物質の中に、次亜塩素酸系統のものは物質としては入るのでしょうか。次亜塩素酸ナトリウムとか。今すぐ分からなかったら、それはそれで構いませんけど。

(事務局 水環境 中西係長)

次亜塩素酸ナトリウムとかの物質については、今回の規制対象物質には入っておりません。

(田中委員)

含有のパーセントが低ければ別に問題はないと思うのですけれども。しかし次

亜塩素酸として出されてしまうとかなり問題があるようにも思いますので、またご検討してください。以上です。

(花田会長)

国の法律ではどういっているのですか。今回の改正は国の改正を受けてということだと思っております。

(中西係長)

今回は国の改正を受けての項目の追加ですので、国の方には入っておりませんので、条例のほうでも改正していないという形になります。

(花田会長)

しかし今、田中委員からご発言がございましたので、また考えていただけますのでしょうか。お願いいたします。

(上山次長)

水質部会でご検討いただくように致します。

(田中委員)

それで結構です。

(花田会長)

高柳委員お願いいたします。

(高柳委員)

法改正を受けて条例の方を改正するという事で、県が条例の中で国の法律の横出しとか、上乘せ規制とかいうふうにこういう機会を通じて、変えていったらいいんじゃないかと思えます。そういう意味では、奈良県の生活環境保全条例というのが、近畿の中でいったらどのくらいの厳しさを持っているのかというのを、やはりこういう環境審議会の場所でね、奈良県がどのような位置っていったらいいのか、どういように接しているのか、どういうことを営んでいるのかということ、良かったらアピールしてもらったらいいいし、努力しているね、ということを確認することになるし、あかんかったらもっとがんばれってということになると思っております。

(中川課長)

奈良県と近畿の状況ということで、まず有害物質の規制対象物質の項目数でございしますが、現在奈良県では23項目ということになっております。他の近畿の県を見たところ、28項目の大阪が1番多く、その他の県では13項目とか19項目とか8項目とか、県によってばらつきがあるという状況で、順番を付けるわけではございませんが、大阪に次いで2番目に多いという状況になっています。もう1つの該当施設、右側で先ほど説明させていただいた3つ掲げておりますが、他の県との記載の方法が若干違いますので、そのまま比較はできませんが、例えば1つめの、ひろく一般の用に供するという事なので、これは全ての業種において該当するというふうなところがございます。他の府県ではそのような業種を定めて、まず業種をだしてそれに該当するような項目を出しているというような書き方が多いので、比較にはならないのですが、奈良県ではそのように全ての業種を対象にさせていただくと。更に病院とか家畜飼養業の用に供する施設とかを出しているところでもあります。

(花田会長)

ありがとうございます。今のお話を伺うと、奈良県はかなり厳しい方ということでございますね。ただ、今委員の方からもご意見ございましたが、この件につきましては専門家の方のご意見を反映させる必要が十分にあると思いますので、本審議会から水質部会の方に付議をするということが適切ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

<一同、異議なし>

はい、ありがとうございます。では当審議会といたしまして、本案件の審議を水質部会に付議するということにさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(中澤委員)

ということで水質部会の方で審議することになったのですが、多分審議で出てくるとは思いますが、有害物質とされたのは、アンモニアとか硝酸とかいうもので、こういうものが何に有害なのか実を言うとはよく分からない。例えば、これがベンゼンとかカドミウムとか鉛であれば、これは間違いなく有害なんですけど、例えばアンモニアとか硝酸は人間が活動すれば必ず出てくる。なんでこれが有害になったのか、どうにも理解が出来ないです。これは何でなんですか。

(中西係長)

アンモニア等の物質につきましては、特に高濃度の摂取によって乳幼児の方が摂取すると血液のヘモグロビン関係の血漿等への被害が生じる恐れがあるということでございます。

(中澤委員)

だから、それが上水のほうに行っていたら問題なんですけど、これ下水の話ですよ。例えばトイレのパイプとかは間違いなく入ってくるわけですね。だからこういうのを規制するぐらいだったら、先ほど田中委員が言った次亜塩素酸とかの方がよっぽど有害だと思いますけどね。今ここで文句いっても仕方ないですが。

(田中委員)

ただですね、宇陀の方でしたら、水を流しますと宇陀川の方で下水処理場があります。その下水処理場を通過した水は、今度は奈良県の上水とか大阪府の上水のほうへ流れていくということが現実にあると思いますので、上できちっと処理しろよということではないかと思えます。

(花田会長)

というわけで、少しハイレベルな議論になってまいりました。国の法律改正が適切だったかどうかというようなところまで踏み込んでおりますが、それは国がやったことなので、奈良県の条例としてどうしようにするかということ部会の方でお願いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

《(2) 奈良県環境影響評価条例の一部改正について》

(花田会長)

それでは2つ目の議事に移らせていただきます。「(2) 奈良県環境影響評価条例の一部改正について」ということでございます。本案件につきましては、昨年11月6日付けで知事より当審議会あてに諮問がありました。そして11月16日開催の平成24年度第1回環境審議会にて環境影響評価審査部会へ付議し、審議を行っていただけてきたところでございます。それでは本案件につきまして、環境影響評価審査部会の高橋部会長より、その報告について、ご説明をお願いしたいと思います。

(環境影響評価部会 高橋部会長)

資料2-2に基づき説明。

(事務局 中川課長)

資料 2-1、2-2に基づき説明。

(花田会長)

はい、ありがとうございます。つまり3回の部会をやっていただいて、前回の審議会で中間報告をいただき、その後もう1回部会をやって、その後パブリックコメントをしていただいたのですが、パブコメではご意見はなかったということで、本日、最終的な形のご報告を承ったところでございます。ですから、ただいまの案件につきましては、この場で委員の皆様のご意見をお伺いして、答申をとりまとめていきたいと思っております。このスケジュールを見ていただきましても、6月から条文の審査に入っていくって、来年度のはじめから施行したいということですので、出来ましたら、本日、答申をとりまとめたと思います。どうぞ、ご意見やご質問等ございましたら、お伺いしたいと思います。

(高柳委員)

環境影響評価というのは、事前のことに対して評価していきたいなと思うんですけども、奈良県的にこの条例をつくったら、今までの事例の中でどういうふうな、今まで環境影響評価を行ったけれども、例えば学研第2工区の環境影響評価はどこの管轄がやったかは分からないですけども、やるとなったときに例えばどういう具体的なところで変化するのですか。基本は県民参加、住民参加が基本になると思うのですが、そこのところで住民とか知事の意見の表明なんですけれども、具体的に県民がどういう形で参加できるのかっていうのを、3回部会やってきたということで、また同じ話になると思うのですが、もう1度、今までの事例と合わせて聞かせていただきたいと思っております。

(上山次長)

ありがとうございます。今回の制度の変更につきましては、先ほど課長から説明がありました、A3の紙をもう一度見ていただきたいと思うのですが、そのピンク色で示させていただいたところが、今回の改正の追加になる部分でございます。従前は環境アセスというのは方法書というところから始まりまして、方法書、準備書、評価書、こういう流れで進んでおりました。今回の改正では方法書に至るまでに事業の計画段階で配慮書という手続きを追加させていただくこととなります。この配慮書では複数の案を提示していただきまして、方法書の段階ではもうすでに手遅れということにならないように、あらかじめ計画段階で複数の案を提示していただきまして、それに対して住民等の皆様方にも内

容を縦覧させていただいて、ご意見をいただく制度を追加するものでございます。従前でも、方法書、準備書、評価書の各段階でも意見いただくことになってございますので、更に事前の計画段階での配慮書の手続きが追加になると、こういうご理解でお願いしたいと思っております。

(花田会長)

更に追加させていただくと、その複数案の中にやらないという案も実は含めることが出来るのですよね。ですから、今までですともう前のめりになって始めることが前提になっていて、分厚い方法書を縦覧すると言われても、なんのこっちゃ、ということになったわけでございますが、そうではなくて、まずとりかかる前に、こういうことに配慮してやるのだという情報を住民の方に徹底しようということが1つ。それでこういう案、こういう案がありますという中にやらないという案も出すということなのです。あともう1つは、電子縦覧ということが入ってきたのが今回かなり大きい変更かなと思っております。今、詳しくみますと電子縦覧出来るから従来の方法を簡略化するという事ではないんですよね。従来の方法に加えて電子縦覧ということなので、見に行かなくても情報が取れるように事業者はしなさいと決めているような形かなと思っております。

あと今の高柳委員の意見でひょっとしてと思いましたが、第2種事業のうち、どんなものにも全部これを適用すると、事業者の負担がものすごく重くなりますので、第2種事業は実施しなくてもいいよ、ただし条例の対象となる事業種については条例による配慮書手続きをしなさいということになっています。それで、その対象には例えばどういう事業種があるのかということをお教えいただいたら、おそらく今のご質問のお答えになるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(阿井係長)

例えば一般国道の道路工事でしたら、7.5 km以上10 km未満というものが法の第2種事業にあたるんですけども、これは国でアセスが必要かどうか個別に判定して、必要とされた場合は、配慮書手続きは任意でいいということなんですけれども、もしそこで配慮書手続きしないということになりましたら、条例で配慮書手続きをしてくださいということをお願いします。個別に判断して法アセスが不要と判断されることもあるんですけども、その場合でも条例の対象となっている場合は、アセスが必要になりまして、その場合は更に配慮書手続きからやってくださいという形で、今のところは部会の方ではとりまとめていただいております。

(花田会長)

ありがとうございます。

(上山次長)

付け加えさせていただきます。法の対象事業は、13種類ございます。ちょっと詳しくは割愛させていただきますが、県条例では横出しをしております、国の法律以外に工場、スポーツまたはレクリエーション施設、土石の採取、この事業について横出しをしております。更に7事業につきましては上乗せで要件の強化をしています。

(花田会長)

ということですので、国の方がいいですよと言ったものも県条例では、その対象にすることで住民の方に周知徹底していきましようというようなことになっているということでございますね。ありがとうございます。他にご質問やご意見ございますか。

よろしいでしょうか。それでは本案件につきましては、ご提出いただいたこの案のとおりとしまして、このように知事あてに本審議会から答申をすることとさせていただきますと思います。ありがとうございます。

《(3) 奈良県環境影響評価技術指針の改定等について》

(花田会長)

それでは3つ目の議事に移らせていただきます。「奈良県環境影響評価技術指針の改定等について」でございます。本件につきましては、平成25年5月16日付けで、知事より当審議会あてに諮問がございました。それでは事務局より詳しいご説明をお願いできますでしょうか。

(中川課長)

資料3-1～3-3に基づき説明

(花田会長)

ありがとうございます。改訂等ですけれども、技術指針の改訂等ということですね。最初の「技術指針等」の「等」を消していただくということだと思います。ただいまご説明のありました内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお伺いしたいと思います。田中委員お願いいたします。

(田中委員)

すばらしいことだと思うんですけども、この指針の項目はいつの段階で、前もって全部決めておくことになるんですか、それとも事業が発生しそうだなどという直前の段階で指針の内容なり、深さというかそういうものを決められるのでしょうか。そういうのが出されてから決めていただくものなのでしょうか。

(上山次長)

はい、ありがとうございます。指針につきましては条例制定をされました後、県の方で指針、マニュアルの作成をさせていただいて、その内容に基づいて、配慮書を事業者の方につくっていただくということになります。あらかじめ配慮書として盛り込む内容を、指針、マニュアルとして県が整備しておくという形でございます。

(田中委員)

そうしますと、指針とマニュアルの制定時期がずれるということも考えられますか。

(上山次長)

指針に準じてより細かい内容でマニュアルをあわせて整備させていただくということになります。

(田中委員)

はい、尋ねる趣旨の一部には、こういうことが問題だということが直前になって分かったりとか、やりかけて分かって、慌てて追加項目のような形で入って、色々な事業計画そのものをブロックする材料に使われるということになったりしないかなという、いわゆる公平性を保つためのマニュアルであったり指針であったりするのかな、どうなのかなと、そこが尋ねたかった部分であります。

(上山次長)

これは、あらかじめ決めさせていただくものです。

(花田会長)

今のご意見も含めて、これから決めていくときにかなり専門性というのが求められると思いますので、本件につきましては専門家等の意見を十分反映させるということで、本審議会から「環境影響評価審査部会」に付議する事が適切かと考えておりますが、いかがでしょうか。

<一同、異議なし>

そうしましたら、当審議会としましては、「本案件の審議を環境影響評価審査部会に付議する」こととさせていただきます。よろしくお願いいたします。

《(4) 東部大阪都市計画ごみ焼却場 四条畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続きについて》

(花田会長)

それでは4つめの議事に移らせていただきたいと思います。「東部大阪都市計画ごみ焼却場 四条畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続きについて」ということでございます。本案件につきましては、2月20日付けで、知事より当審議会あてに諮問があり、環境影響評価審査部会にて、審議を行っていただいております。

それではこの件に関して、環境影響評価審査部会の高橋部会長より、報告とご説明をお願いしたいと思います。

(高橋部会長)

資料4-1に基づき説明。

(中川課長、谷主幹、阿井係長)

資料4-1、4-2に基づき説明。

(高橋部会長)

以上でございます。

(花田会長)

資料の2ページに部会からの本審議会への報告というのがございまして、その後A3のこういう意見がありましたという資料で、非常に詳しくご報告をいただきました。それで、今日ここで皆様のご意見をお伺いした上で、今2ページにあがってきている部会から審議会への報告を、今度は審議会から知事に答申するわけですけれども、6ページを見ていただきますと、そういう形になっていきますが、この内容は2ページと6ページで全く一緒でしょうか。

はい、同じということですので、今ご説明いただきましたように、部会で色々

なご意見があつて、こういうふうに答申したらどうかという報告をまとめて、本審議会にいただいたわけです。これを今度は審議会が知事に、今のままですとそのままお出しするということになります。ですから、この場でご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

私が気になりましたのは、土壌についてのところで、要するに審議会から知事に答申したら、今度、知事から大阪府知事にこれ気をつけてくださいと言う訳ですけど、土壌のことを言わなくていいのかというのが1点、それから最後のところで廃棄物の残渣のことが出てきましたけれども、それと共に場所が変わるということは、運搬ルートも変わるということで、つまり残渣をまたフェニックスに持ってくるというときに距離も変わってくるのかとも思うのですが、現在の施設と、それからこの新しい施設とで、そのあたりに関する考慮はされているのかどうかという、この2点をお聞きしたかったのですが、いかがでしょうか。

(上山次長)

まず土壌汚染の関係でございますが、計画の中では水質の検査も一方で行いながら、外に流れ出ないようにコンクリート、アスファルト、もしくは盛土で固定化するという内容になっております。この方法について特に部会でのご意見等はございませんでした。

(花田会長)

まず土壌についてですが、部会では意見はなくても、今度、審議会で意見があれば、それをここに載せていくということが必要になるわけですね。それがやはりあるべき姿だと思いますので、部会では出ませんでしたというご報告があったわけなんですけれども、では載せる必要はないのかどうかを皆様に考えていただきたいなど。それからコンクリートで固めるっていうのもあったのですが、ちょっとご説明が早くて分からなかったのですが、ダイオキシンが基準を超えたとのことですが、ここはそういう場所なんですか。

(上山次長)

元々建設残土処理場だった跡地を利用してございまして、そこに廃棄物が混じったということです。

(高橋部会長)

上山次長がおっしゃったところは、生駒市の行政区にあたる訳ですが、そのの

残土処分のところからわずかに漏れ出てくるのが、今もなおかつダイオキシンがわずかに残っている。しかし、それは今度作る処理場の中で一応処理するのだと、そういうご説明を事業者から受けております。

(高柳委員)

あの辺は大阪の残土が不法投棄されているところなんです。その場所は交野ですが、そこもやはり土壤汚染しているんですよ。で、生駒の方でも不法に残土を山積みして今でも放置されているんですよ。ゴルフ場の跡地を知らぬ間に残土で埋め尽くしたというそういう場所なんです。そのところで、そこを持っている地権者が、こういう公共施設にしようっていうことで、ここの焼却場の土壤は入れ替えた、入れ替える努力はしたが、あまりにも多いから残っている。だから土をコンクリで覆ってしまうということだと僕は理解しています。それが事実だと思います。生駒から流れ出るっていうのは、まだ山積みしている。交野の方は焼却場にしてしまい、コンクリートで固めればきれいで、生駒は放っておけよと。今は県の産廃の課とここの残土をどうしようという話で、今でももめている案件です。

(花田会長)

という場所が横にあるっていうことですか。

(高柳委員)

そういうことです。

(花田会長)

奈良県側にあるっていうことですか。

(高柳委員)

だから焼却場の問題になっているけれども、高山の人は、焼却場に反対しているということもあるけれども、ここの田んぼのところに積んだ残土をどうしてくれるのかっていうのも同じ案件として進んでいます。

(花田会長)

この審議会に諮問されたのは、焼却場の場所に関する事なので、奈良県知事が大阪府知事へ意見を出す時に、自分の方から出ているものをどうしてほしい、ということはいえないかなと、ご説明をお聞きしながら思いました。高柳委員がおっしゃったことは、別途考えていかなければならないことだと思います。た

だ、今のご説明を聞くと、大阪府にある施設についてあまりにも近いので申し上げたいという趣旨だったのですが、その汚れている原因が奈良県だったという衝撃的な事実になっているよう気がするのですが…。土壌のことは書かなくてもいいというご判断だったのでしょうか。部会として…。

(高橋部会長)

部会としてそう判断した、ということではないですね。そういう説明は…

(谷主幹)

土壌汚染につきましては、土壌汚染対策法という法律がございまして、この地域は一般の人が立ち入ることができない土地であること、また地形との条件から地下水汚染が周辺井戸へと拡散することがないということで、周辺住民の健康にかかる被害が生ずる恐れはないと大阪府が判断しておりまして、形質変更時要届出区域ということで、さわるときにはその都度大阪府の方へ報告しなさいというようなことで対応されてる、というのを聞いております。

(花田会長)

大阪府がその判断をされたときのデータとかですね、そういうのを奈良県が持っているのですか。大阪府がそう判断されたということだけでいいのかということですね。つまり隣接している訳ですから、周辺の住民に影響があるかないか。大阪府の方の住民に関しては大阪府が判断すればいいかと思いますが、奈良県の方の住民に関しては私たちにも責任があるというように思いますので、データに基づいて奈良県もそう判断しているとそのように思ってよろしいのでしょうか。

(阿井係長)

土壌汚染対策法で形質変更時要届出区域というのが定められているのですが、生駒市とか交野市とか関係なく、その周辺の住民さんにどのような影響があるかっていうことで決められますので、形質変更時要届出区域に指定しているということは、周辺の住民に影響がないと、生駒市も入れて影響がないという判断をされたというふうに考えております。今回の事業地は交野市に入っているのです、その調査というのは事業地の中での結果が基準超過となっていますので、その部分について直接どうしろっていうのは奈良県の方からは言いにくいかと。ただその周りでそういうことが拡散しないようにしなさいというのは言えるかもしれないですけど。

(花田会長)

やはり、大阪府が判断された元になっているデータをちゃんといただくということが必要になるのではないですか。

(上山次長)

水質調査の報告につきましては、この評価準備書の中にまとめられておりまして、そこに生駒市内の高山町の地点の水質も調べた結果も記載されています。

(高柳委員)

環境影響評価調査っていうのは、こういう具体的なところで、生駒であれば高山の住民が安心できるような環境影響評価調査っていうのをしてほしい。そういう項目をしないといけないということで、ここは事前の調査ということで、非常に良いことだと思います。今回も、今、話ししてもらいましたがけれども、河川の水質に関してのダイオキシンの調査の報告っていうのが出るんですけども、具体的にその元になっている投棄されたダイオキシンの濃度がどうなっていて、どういうふうな土壌がどういう段階で、ダイオキシンはどこに投棄、投棄というか、安全なところに持って行ったのか等も含めて、それは焼却場を作るという担保がとられているからやるんですよ。けれども、同じ時期にバブルの最盛期にゴルフ場に、それは本当か嘘か分からないけれども、産廃置き場に持っていくというふうに思ってたのかも分からないけれど、そこに運ばれた交野の方は焼却場が出来るから、濃いのは解決したけれども、生駒の分は残るんですよ。実際そういう不満は生駒の中にあるんです。

もう1つは煙突の高さなんですよ。高ければ高いほど地元には落ちずに奈良市に飛ぶんです。そういう風な具体的な見える論議を環境影響評価の中でされるべきで、何m、何m、何mではなくどこまで影響されるのか。ここでみたら、大気汚染は2km圏ですか、しかし専門家からみれば煙突から何kmのところが一番落ちるのか、経験的に出てる訳ですから、そこで環境影響調査をするべきなのに、2kmという線を決めてやっている。2kmなんてほとんど出ない。ほとんど奈良なり、生駒の焼却場から遠いところに落ちるんです。2kmのところではないんです。そういうところで信頼性のある環境影響評価をやるべきだと思っていますし、そうでなければ生駒の人は安心しないと、私は思います。

(花田会長)

煙突の件はいかがでしょうか。

(上山次長)

ダイオキシン調査につきましても、生駒市域でもされていることは事実でございます。土壌についてはそうやって抑えこむということで、そこから出てくる水質調査で影響を今後見ていくということですが、部会の方からは定期的なものだけでは、突発的なことが起こっていても分からないので、常時監視の体制をつくるようにとの意見をしていただきました。

煙突についても影響評価の中では、3段階でシミュレーションをしたという報告でございました。高柳委員がおっしゃいましたように、影響評価の中では、40mと59mと80mと3つの段階において景観の配慮の点からと大気質の両方の観点から高さを検討したようでございますが、おっしゃるように高ければ高いほど景観には悪い。ただし大気質においては周辺のところの影響は小さくなるというふうなことから、最終的に中ほどの59m、なぜ59mかと申しますと、60mになると今度は航空法の制限もかかってくるので、それにかからないギリギリのラインということで、59mを選択したという、こういうような報告でございました。

(高柳委員)

あと、環境影響評価の中にごみを減らす取り組みをどこまでするかというの、評価の中に入っていない。もう出てきたものを燃やすっていう大前提にやっているので、実際の影響評価の項目になるのかどうかだけでも、基本は分別を徹底し、いらぬごみは出さないようにする社会をつくり、燃やすということをしていないようなごみとの向き合い方の社会をつくっていくのが基本だと思うんですね。そういうことをどこまで、その事業団が目指しているのか、ABCのランクで取り組むといったようなことをしないと、最後の廃棄物をどのようにするかというふうな話は、出てきたもの全部燃やしてっていうふうになると思うので。今の社会は大量消費、大量廃棄という時代の中でそこまで環境影響評価の項目の選択肢の中にいれるというのが、1家庭全体の量を抑えるように、総元でやった結果の結論がどうか、というところまですべきやと、言えばこちらもしないといけないので大変やと思いつつも、理念としてはそうかなと思っています。

そして、もう1つは、生駒市も生駒山頂の近くに20～30年前につくった焼却場があります。同じ論議をしています。すごく大きな課題だなというのは分かっているのですが、住民の合意を取れるような、隣のまちに影響を与えるような場所につくるべきではないと感じました。やはり自治体の中でごみを減らすと思ったら、自分のところで抱えるような場所ではないといけないと思います。感想として言うべきではないと思いますが。

(花田会長)

ありがとうございます。いくつかご意見あったかと思うのですが、こういう施設というのは NIMBY といって **not in my backyard**、つまり必要なことは誰でも分かっているし、みんなのせいで必要なだけけれども、じゃあどこに造るかとなった時に自分の裏庭には来てほしくないということですよ。そうすると結局、山奥に行ってしまう。だから交野や四條畷から見たら、一番奥の方ってということになるんですが、そうすると背中合わせになっている奈良県からはどうしてくれるのかという話になるのですが。一方で奈良県でも同じことがあると思うんです。それで今のお話にあった、ごみを減らす工夫ということに関してはどうかというと、これは施設整備事業に関する環境影響評価なので、そういったことまで対象として何か言えるかどうかですね。例えばですが、エネルギーを減らすような施設になるべくしてくださいとか、もしもそういうことでしたら、ひょっとすると言えるかもしれないのですが、ごみを減らす政策をしてくださいっていうのは、ちょっとこの整備事業に対する評価手続の答申としては馴染まないのではないかなと思いました。ただ、ごみを減らしていかなければいけないということは事実で、ごみが出るから焼却場を造りましょうということではない。実際に滋賀県などでは、造ろうと思ったけど造らないということになりましたし、それから減らすやり方っていうのは色々あると思うので、それはみんな考えていかなければいけないと思いました。また同時に、私も磐船のこんな大切なところによくお造りになるなどは思ったのですが、お隣さんにも色々なことを考えて造らなければいけない事情があるのではないかなと思うところがございます。そのあたりのことで、例えば景観についてというようなところで、表現はかなり柔らかくはなっているのですけれども、部会委員のみなさんからも意見が出て、それが載っているのかなと思いました。

すみません、私が大分前に言った、運搬ルートが変わる、だから道も造るということでフェニックスまでの距離が長くなれば排出 CO₂ も多くなるということ、大阪府は考えていらっしゃいましたか。

(上山次長)

先ほど報告させていただいたとおり、清武街道のトンネルを 2 本化する、それに繋がるバイパス工事を今やっているということで、従来よりかなり交通量の多いところなので、基本的にはパッカー車だったり、焼却灰の搬出についての影響度が少ないというような考え方だったのですが、部会の中では、とは言うものの、その分の負担は増えるのだからその分考慮しなさいという意見がご

ございましたので、答申案の中に、こういった内容も組み込ませていただいたということでございます。

(花田会長)

多いところを通るということは、ますます排出が多くなるんですね、渋滞するわけですから。でもこういう試算をするときにどういうベースでカウントするかっていうのも分かるので仕方ないとは思いますが。しかし道路を造るのだから本当は環境影響ありますよね。そのこと自体で CO2 も出すとは思いますが。分かりました。

はい、田中委員どうぞ。

(田中委員)

すみません、ちょっと分からないことを教えていただきたいのですが、北の方を向いて掌を下向けて置いたら、親指と人差し指の真ん中の部分のところに煙突が出てくるというような感じで私はイメージとして受け取っているのですが、高山の方の地表高と煙突の高さはどんなバランスになるのですか。かなり上の方に抜ける感じになるのでしょうか、それとも高山の地表高と大体同じくらいのレベルになるのでしょうか。それがまず1つと、こういうアセスの答えを出した後、データを欲しいということをおっしゃっていただいているのですが、臭いがするとか色々な苦情は発生してきたという時に対して、このアセスで同意 OK ですよという答えを出したら、あとはもう何も言えなくなるのか。そういう時は一言申し上げますよということの意見をすること担保することができるのかどうかそのへんを教えていただきたい。

(上山次長)

先ほどお配りしましたこの資料で、60ページを見ていただきますと、遠望景観の変化というところで2か所から、北田原集会所前と生駒市山麓公園展望台からの様子を写真に撮ってあるのですが、写真が小さいこともございますが、全く見えない訳でもなく、非常に小さくなるということでございます。

稼働してから臭いとか振動とか、そういった問題が発生した場合には、ここで意見を言っていなかったどうかは問題にならないと思いますので、改めてそのときに対応することになるかと思えます。

(田中委員)

すみません、煙突の高さを気にした理由は、先ほどのお話にもありましたよう

に、西風で東の方に風が吹いてきたらちょうど高山の方に煙がくるというような、そういう地表を這うような形で煙がきたら、もろに影響を受けるのではないかと心配するものですから、ちょっと煙突の高さと地表との高さを気にしたことでした。造るところは、奈良県と境を接しているということですし、私も交野の方で何度か降りたことあるんですけども、四條畷と生駒との境のところ、交野の方に降りていくということになりますので、距離からすると奈良県への、先ほどおっしゃられたように自分のところには影響ないけれども、隣のところには影響を与えるような施設だと思えますから、余程注意してかかった方がよいのかなという心配もして、そういう意見も言わせていただきました。奈良の方に影響が出た場合に、物申せないかどうかということの問い合わせは、その事業をストップして下さいと強く主張できるのかどうか、担保できるのかどうか、このあたりがお伺いしたかった点です。

(上山次長)

あわせまして、今回の計画に際しましては、生駒市長にも同じように意見が求められておりました、生駒市長からも意見が返されるようでございます。また生駒市の住民の方にも事業者の方から地元説明会等、何回か実施されているようでございます。直接のやりとりもあるように聞いてございます。

(田中委員)

はい。

(花田会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(井原委員)

景観保全と生態系の保全に関することなのですが、部会の質問とそれに対する回答を読ませていただくと非常に密な議論がなされています。景観に関しては、特にその特性をきめ細やかに読み解いて、できる限りその特性を生かすかたちで、それに負荷をかけないようにという点を明確にした優れた答申になっていると思うのですが、生態系のところでは、部会の質問に対する見解では、明確にイメージできないところがあります。質問では具体的に何を守ろうとしているのか、理想像として掲げているのか、見えづらいということを専門的見地から問うている。特に長いA3の4ページ目の1番上の質問外来種を除去しながら、元々あった湿池を元に戻していくとか再生していく発想で、事業計画の緑地を考えて欲しいと言っている。まさに私もそのとおりで思うのですが、その地

域の自然再生に沿った発想や視点が必要だというこの質問に対して、回答はその調整池を新たに修景池として整備して半分を湿地とします、郷土種を中心とします、と。これだけでは、地域の自然再生といったときに具体的にどういう像をイメージされているのか、今ひとつ見えづらいように思います。緑化をすれば何か守られているような気がするし、郷土種を入れれば守られているような気がするし、湿地を保つんだから水辺環境も守られていますよ、というのは、一見正しい回答のようなのですが、漠然としている。例えば国定公園も含めて、この地域をより広く捉えて、地域全体の里地・里山の景観を造るという考え方のなかで捉えているのか、そういうことではなくて、工事に着手する直前の景観や環境をなるべく変えないことを理想とし、そのイメージを残す形で捉えておられるのか。両方の考え方が混在しているような印象を受けました。この答申案を拝見しますと、動植物・生態系についての（ア）の部分はいいのですが、（イ）の、環境保全措置として緑化を行う際には、外来種を採用しないこと。また地域の自然再生に向けて、外来種の除去を検討し緑化を図ること、という、この最後の文章が茫漠としている気がします。ここに、部会での審議内容も含めて、より明確な表現はできないのか。明確な具体像をちゃんと掴んだ上で、今回の工事の位置づけ、そしてそれにふさわしい緑地整備を図ることといったような表現が付け加えられると、審議内容がより活きるのではないかと思うのですが

（花田会長）

いかがでしょうか。動植物、生態系についての（イ）の最後が、緑化を図ることになってしまっているんですね。またその次元が下がってきてしまっているという感じがありまして、確かに部会での議論というのを拝見したときに、もう少し視点が広いし、あるいは時系列的に見ても広い話だったのではないかと思うのですが。以前からあったその土地らしい、地域らしい自然というものを意識しながらという部分が、ちょっと残念ながら答申の方でスポッと抜けてしまっているのではないかというご指摘だったと思うのですが。こうしたら良いのではないかというご提案はありますか。

（井原委員）

「地域の自然再生」という言葉が、そもそも「地域」というのが、どこを指すのかが分からないのですよね。ここの部会での議論と、それに対する回答のプロセスを直接拝見していないので議論の着地点が不明なのですが、国定公園側が考えている環境保全の考え方と事業者の考え方との調整が、どの程度できているのかという点も疑問ではあります。提案としては、少なくとも今の段階で

は、地域の自然再生の具体像を明確に描いた上で、適切な緑地整備ならびに水辺環境の整備を図ること。あるいは、「整備」というと専ら創り出す、創出の側に重きを置いた表現と受け止められかねないので、その場合に「保全整備」を図ることといった文言でしょうか。

(花田会長)

保全整備と書けば、そのリスクは排除できますか。いわゆる、今の回答を見ると、新しく調整池をつくってその半分を湿地にするというのがいいでしょうっていうお話でしたよね。

(井原委員)

はい。

(花田会長)

それを整備保全という表現で少し考え直してもらえるかどうかという。いかがでしょうか。

(井原委員)

そうですね。少なくともそれを行う際に、地域の自然再生のあるべき姿っていうのを、ちゃんと明確に描いた上で、その中でだからここは湿地にするんだという、その背後の説明がしっかりできれば、表面的なところに落とし込まれないような気がします。せつかく出てきている「地域の自然再生」という言葉が浮かないように、ここをちゃんと考えてくださいということに重きを置くようになればいいのではと思います。

(花田会長)

性悪説の見方も必要っていうことですかね。具体像を明確に描いてくだされば、大丈夫ですよっていうのが多分性善説ですが。

(井原委員)

そうですね。

(花田会長)

どういう具体像かっていうのをむしろね、ここに言ってしまった方がいいんじゃないかとも思うのですが。さっき例えば事業所の場所は大阪府なんですけれ

ども、昔からある歴史的な文化的な背景に…

(井原委員)

周辺に鎮守の森とかがあって、竹林があって、それも最近は随分変わってはきていると思うのですが、人と自然との間で造りだされてきたようなエリアだと思うんですね。湿地もその中でつくられて、生態系もそういう関わり合いの中で、構成されてきたところだと思うので、ここの部分だけを抽出するのではなくて、景観とも絡むのですが、広くもう少し長期的な視点にたって、景観の保全なり生態系の保全・創出を考えて欲しいと思います。

(花田会長)

だから例えば里地・里山としても地域の特性に考慮してとかっていうふうに。

(井原委員)

そういう言葉をもしこの段階でいれて良いのならば、です。ただ言うべきか悩んでいたのは、こういうことっていうのはより具体的な評価の内容とか、もうちょっと先に進んだところで言うべきことなのか、もう今のこの奈良県に問われている答申の段階で、そこまで言っているものなのかどうか。この全体のプロセスの進み方を考えた上でどうなのかなっていうのが、私自身掴みづらいところがありまして。

(花田会長)

このあと物を申す機会ってあるんでしょうか。

(上山次長)

公式な形では、この意見書という形になると思います。
先ほど先生がおっしゃてる事案につきましても、部会の方でかなり議論がなされたところをございまして、この計画地以外の周辺の水生生物等、それから植物等の調査も行った上でやるのかと。外来種という発想につきましても、日本の中でも北海道に生えている同じ種類の植物であっても、遺伝子レベルでいうと異なるので、できるだけ生駒の計画地の周辺に植生しているものを使いましょう、そして周辺にも同じ水生生物もいることを確認した上で進めましょうという、こういった議論をなされてございました。回答の書きぶりはこうなっておりますが、その内容については部会の方でも十分議論していただいたという認識をしてございます。

(花田会長)

高橋部会長いかがでしょうか。

(高橋部会長)

要するに、あそこを使わなければ1番いい話なんですけど、そういうわけにはいかない、微妙なところでどうするかという話で、現地視察も含めて3回、侃々諤々の議論を行ったわけです。再生というところで、おそらく具体的なイメージが出てこないというのは、その地域に生息する固有種が一体何なのか、あるいは植物の固有種は一体何のかっていうところが、あまり具体的に分かっていないとか、そういうことがおそらく今の議論の出発点になっているのかと思うんですね。そういう意味で、あるべき姿の像をイメージしながらということは、文言としては非常に理解出来るんですけども、それもプロセスという意味で、自然再生というこういう文言になったという具合に私は理解しております。

それと私の理解が不足しているのかもしれませんが、今の高山。つまり竹の寒干しが行われるようなところから、煙突が見えないような状況になっているということでございます。高さにつきましても、色彩も含めて、周辺の緑にマッチするような色なのか、それとも空をイメージするような色彩なのかも含めていろいろなことを事業者との間でもやりとりをしました。高さにつきましても、先ほど上山次長がおっしゃられましたが、60mを超えると航空法に抵触すると、じゃあそれ以下で低ければ低いほどいいだろうということ、今度は近隣住民への影響が圧倒的に大きいということで、様々なことについて、本当に侃々諤々のやりとりをしたということでございます。おそらく先生方からみますと、なんか柔らかい表現になっていて、もう少し鋭くということなんだと思いますけれども、こちらの要望が入るような形の文言にさせていただくということが、前回の印象でございます。何かございますでしょうか。

(花田会長)

事務局は何か付け加えることはありますか。

(上山次長)

今日は計画決定権者の意見のところまで、全部お示しをさせていただきました。結果としては答申案になってございますが、この議論につきましては、事業者も全て参加したところの議論でございましたので、中身の厳しい意見についてもご承知いただいていると考えてございます。計画地内が大阪府ではありますが、今回、生駒市に隣接しているということで、知事に対して意見を求めて

きたところでございますので、大阪府の行政判断そのものに対して切り込むのは難しいことですが、奈良県に影響ある範囲においての部分はこの形でもとめさせていただいたというご理解をお願いいたします。

(花田会長)

3のイのところについて、井原委員はいかがですか。

(井原委員)

諸々の事情は非常によく了解いたしました。一番大事なのは言葉上のことではなくて、部会で非常につつこんだ議論をしていただいている、そのことが当の事業者にもちゃんと認知されているかどうかというところが大切ですので、今のお話を伺うと、ちゃんと参加して、議論、意図十分に伝わっているということですので、それであるのならば文言はこのままでも大丈夫かと思えます。

(花田会長)

はい、ありがとうございます。本当に事業者にも伝わっているということが分かったので、安心をいたしました。

では、色々なご意見をいただいてありがとうございます。特に場所がこんなに近いところですので、こちらとしてもいろいろなことを考えなければいけなかったということで、色々な意見を出していただいて、ありがたかったと思えます。

では改めまして2ページにお示しいただきました、部会でまとめていただきました答申案を、今度は6ページの本審議会からの知事への答申ということで、答申として提出する文案として6ページに挙がっておりますが、これで答申させていただくと。ただ、ここに至るまでの、ちゃんとした議論もあり、その議論の内容は当の事業者に具体的に伝わっているということが分かりましたので、この文案でということにさせていただこうかと思えますが、よろしいでしょうか。

<一同、異議なし>

では、この文案で答申ということにさせていただきます。ありがとうございます。

《(5) 二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書手続きについて》

(花田会長)

では議事の5つ目ということになります。「二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書手続きについて」事務局よりご説明をお願いします。

(中川課長)

資料5に基づき内容説明

(花田会長)

はい、ありがとうございます。以前にご記憶でしょうか。部会に諮ってそのまま部会から答申案を上げる、ということではなく審議会でも議論しましょうということになったのですが、ただ、はじめにその部会にお願いするときに、お願いするためにまたわざわざみなさんに集まっていただくというのは大変ですので、お願いするのはそのままやっただくことになりました。それで、この準備書で見ますと環境審議会諮問ということで本審議会に関わってくるのは、7月の中旬くらいというところでしょうか。高橋先生はもっとも部会の議論をお願いすることになるかと思いますが、申し訳ありません、よろしく願いいたします。

(上山次長)

スケジュールでございますが、環境審議会の諮問が7月中旬にございますが、このときは審議会を開催せずに、部会の方をお願いしまして、最終部会からの報告を、9月ないし10月くらいの審議会にさせていただくということになると思います。

(花田会長)

部会からの環境審議会への報告ということでございましたね、申し訳ありません。では、今回はこの報告を受けてということになると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。このことに関して何かございますでしょうか。

<一同、異議なし>

今日は色々たくさん議題がございましたので、長時間になって申し訳ありませんでしたが、以上で本日予定しておりました審議は全て終了いたしました。ありがとうございました。

以上